

学生番号								憲法基礎演習	14	
学籍	学 科			年	氏名					

第 14 回の資料を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 14 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

1. 未成年者には、成人とは異なり、さまざまな人権が制約されるが、その根拠は一般的に何だと考えられるか。

2. 婚姻適齢（民法 731 条）は、2022 年 3 月末までは、男が 18 歳で女が 16 歳とされており、未成年者の婚姻には父母の同意が必要とされていたが、現在は、民法上の成年年齢の引下げに伴い、女性の婚姻適齢が引き上げられ、男女ともに婚姻適齢は成年年齢と同じ 18 歳となり、そもそも未成年者は婚姻できなくなったため、父母の同意の規定は削除された。未成年者の婚姻に父母の同意を求めていることについて、未成年者の人権という観点からは、どのように評価しうるか。現在、未成年者は、たとえ本人が望み父母が認めても、一切、婚姻できないが、この点については、どのように評価しうるか。16 歳ないし 17 歳の女性が婚姻できなくなったことについて、婚姻の自由の観点からは、どのように評価しうるか。

3. 高校生には、自己の髪型に関して、憲法上の人権が認められるか。認められるとすれば、何条を根拠に、どのような人権が主張可能であるか。私立高校が校則でパーマの禁止を定めることは、人権侵害か。

4. 青少年にとって有害な表現行為について刑罰をもって規制することは認められるか。